

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福德会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規程に基づき、役員等の報酬、役員会等の出席に対する弁償に関する基本的な事項を定める事を目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において、「役員等」とは、定款第五条における評議員および第一五条における理事・監事をいう。

(役員等報酬の支給)

第3条 役員等に対する報酬については、勤務の実態に即して報酬を支給する。

2 役員等に対する退職慰労金又は功労金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。但し、在任期間が2年未満の場合は支給しないものとする。

(役員等報酬の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は次の各号により定めるものとする。

- (1) 役員等に対する報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 退職慰労金については、別表2に定める算式により算出される額とする。
- (3) 功労金については、別表3に定める算式により算出される額とする。
- (4) 前号において役職の期間が混在する場合は、それぞれの役職ごとの在任期間により算出した額を合計した額とする。

(役員報酬の支払方法)

第5条 役員報酬の支払方法は、月払いとし、毎月25日に支払う。当日が土曜日または、休日の場合は、その前日に繰り上げるものとし、役員が指定する口座への振込により行う。

2 退職慰労金又は功労金については、任期の満了及び辞任または死亡により退任した後3か月以内に支給する。

(役員会等出席に対する弁償費の適用と支給額)

第6条 役員会等出席に対する弁償費とは、役員が次の各号に掲げる会務等に従事した場合に対して支払う1日あたりの費用のことをいう。但し、第3条において報酬等の支給がある役員等を除く。

- (1) 理事会・評議員会・監事監査

- (2) 各担当理事・評議員による各業務
 - (3) その他、理事長が認めた会務等に出席した場合
- 2 弁償費は、下記のとおり支給する。
- (1) 会務等が半日に及んだ場合・・・ 5,000 円
 - (2) 会務等が1日に及んだ場合・・・10,000 円

(役員会等出席に対する弁償費の支払方法)

第7条 役員会等出席に対する弁償費の支払方法は、日払いとし、当日現金にて支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会において決議しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年9月22日開催の理事会において審議した事項をもとに、定めたものである。

(施行期日)

平成17年7月15日 制定
平成17年7月15日 施行
平成24年7月30日 改定
平成25年9月14日 改定
平成29年4月1日 改定
平成29年12月14日 改定
平成30年1月15日から施行する。

別表1（役員等に対する報酬）

役職及び勤務実態	報酬の月額
非常勤勤務・週1回	200,000円

別表2（役員等に対する退職慰労金算定式）

役職等	算定式
理事長	報酬の月額×在任年数×2
理事，監事，評議員	報酬の月額×在任年数×1.5

※上記在任年数は1年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は繰り上げる。

別表3（役員等に対する功労金算定式）

役職等	算定式
理事長	5,000円×在任年数×2
理事，監事，評議員	5,000円×在任年数×1.5

※上記在任年数は1年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は繰り上げる。